

改正

平成25年3月29日訓令第20号

平成26年2月4日訓令第6号

令和5年2月13日訓令第2号

碧南市公共工事の前金払及び中間前金払取扱規程

碧南市公共工事の前金払取扱規程（平成3年碧南市訓令第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、法令及び市の規則に定めるもののほか、市が発注する公共工事の適正な施工を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び碧南市財務規則（平成8年碧南市規則第7号）第67条に規定にする前金払の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。
- (2) 前払金 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）附則第3条第1項に規定する前払金により支払われる代金をいう。
- (3) 中間前払金 省令附則第3条第3項の規定により既にした前払金に追加して支払われる代金をいう。

（前払金の対象）

第3条 市が前払金の対象とすることができる公共工事は、契約金額が300万円以上のものとする。

2 市が中間前払金をすることができる公共工事は、契約金額が300万円以上である土木建築に関する工事とする。ただし、土木建築に関する工事の設計、調査若しくは工事の用に供することを目的とする機械類の製造又は測量を除く。

（前払金の割合等）

第4条 前払金の割合は、次の各号に掲げる公共工事の区分に応じ、当該各号に定める割合以内とする。

- (1) 土木建築に関する工事（次号に掲げるものを除く。） 契約金額の10分の4
 - (2) 土木建築に関する工事の設計、調査若しくは工事の用に供することを目的とする機械類の製造又は測量 契約金額の10分の3
- 2 前項第1号に掲げる工事のうち、次の各号のいずれにも該当するときは、既にした前払金に追加して、契約金額の10分の2を超えない範囲内において中間前払金をすることができる。ただし、既に支払った前払金との合計額が契約金額の10分の6を超えてはならない。
- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - (4) 部分払（碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号）第57条の規定による支払をいう。以下同じ。）の請求をしていないこと。
- 3 継続費又は債務負担行為に係る契約の中間前払金にあつては、前項第1号中「工期」とあるのは「各年度ごとの工事実施期間」と、同項第3号中「契約金額」とあるのは「各年度ごとの出来高予定額」と読み替えるものとする。
- 4 前3項の規定により算出した前払金の額又は中間前払金の額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（複数年度にわたる契約における前払金額及び中間前払金額）

第5条 継続費に係る2年度以上に渡る契約における前払金は、当該契約に基づく各年度ごとの年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。

2 繰越明許費に係る翌年度に渡る契約における前払金は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

- 3 債務負担行為に係る2年度以上に渡る契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。
 - 4 第1項及び前項の出来高予定額に対する各年度ごとの前払金額は、次に掲げる区分によるものとする。
 - (1) 初年度 当該年度の出来高予定額を第3条第1項の契約金額とみなして、前条の規定により算出して得た額
 - (2) 2年度以降 初年度から当該年度までの出来高予定額の総額を第3条第1項の契約金額とみなして、前条の規定により算出して得た額から、当該年度の前年度までに支払った前払金額の合計額を差し引いた額
 - 5 前4項の規定は、中間前払金について準用する。この場合において、前4項の規定中「前金払」とあるのは「中間前金払」と、「前払金額」とあるのは「中間前払金額」と読み替えるものとする。
(前払金の請求)
- 第6条 前払金の支払を受けようとする者は、当該公共工事の請負契約の締結の日から14日以内に、前金払請求書に、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結した保証証書(以下「保証証書」という。)を添えて、前払金の支払を請求することができる。
(中間前払金の請求)
- 第7条 中間前払金の支払を受けようとする者は、中間前金払認定請求書に実施工程表を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、中間前金払認定請求書が提出されたときは、その内容を審査し、第4条第2項に掲げる要件の全てを具備していると認めるときは、速やかに中間前金払認定通知書を中間前払金の支払を受けようとする者に交付するものとする。
 - 3 前項の認定を受けた者は、中間前金払請求書に保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結した保証証書を添えて、中間前払金の支払を請求できるものとする。
(支払)
- 第8条 市長は、第6条に規定する前払金又は前条第3項に規定する中間前払金の支払の請求があったときは、その日から30日以内にこれを支払うものとする。
(契約金額の変更に伴う増減額)
- 第9条 市長は、契約金額(継続費及び債務負担行為に係る場合については、当該年度の出来高予定額。以下同じ。)を著しく増額した場合において、その増額後の契約金額の10分の4(中間前払金の支払をしているときは10分の6)から支払済みの前払金(中間前払金の支払をしているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払をすることができる。この場合における前払金の額の算出方法、請求及び支払については、前4条の規定を準用する。
- 2 市長は、契約金額を著しく減額した場合において、支払済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5(中間前払金の支払をしているときは10分の6)を超えるときは、契約金額を減額した日から30日以内に当該超過額を返還させるものとする。この場合において、部分払又は中間前払による支払をしようとするときは、当該支払額の中から超過額を控除することができる。
 - 3 市長は、契約金額の変更契約締結の日から契約の終期までの期間が30日未満の場合は、前2項の規定にかかわらず、前払金額の増額又は減額は行わないものとする。
 - 4 第2項の規定により前払金を返還すべき者が、同項に定める返還期限後に当該超過額を返還するときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に対し契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率(第10条第2項において「支払遅延防止法の率」という。)の割合で計算した利息を付して支払うものとする。
(義務違反による返還)
- 第10条 市長は、前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金を返還させるものとする。
- (1) 前払金を当該公共工事以外の目的に使用したとき。

(2) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。

2 前項の規定により前払金を返還すべき者は、当該前払金の支払日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に対し支払遅延防止法の率の割合で計算した利息を付して支払うものとする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第20号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月4日訓令第6号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

この訓令は、令和5年3月27日から施行する。

附 則 (令和5年2月13日訓令第2号)